

健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 厚生年金保険 70 歳以上被用者算定基礎届

【手続概要】

事業主は、7月1日現在の被保険者及び70歳以上被用者のすべてについて、その年の4月、5月、6月に支給した報酬について届出をしなければなりません。

この届出は、毎年1回、その年の9月から翌年の8月までの保険料や保険給付の額の基礎となる標準報酬月額を決める（定時決定）ためのものです。

なお、厚生労働大臣（日本年金機構）が標準報酬月額を4～6月の報酬の平均で算出することが「著しく不当であると認める」場合（以下の①～⑤）には、保険者算定（健康保険法第44条、厚生年金保険法第24条における報酬月額の算定の特例）ができるようになっています。

保険者算定ができる基準には、次のような場合があります。

- ① 4月、5月、6月の3か月間において、3月分以前の給与の遅配を受け、または遡った昇給によって数か月分の差額を一括して受けるなど、通常、受けるべき報酬以外の報酬を当該期間において受けた場合
- ② 4月、5月、6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合
- ③ 4月、5月、6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合
- ④ 「4月、5月、6月の給与の平均額から算出した標準報酬月額」と「前年の7月から当年の6月までの給与の平均額から算出した標準報酬月額」に2等級以上の差が生じ、その差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合
- ⑤ 給与計算期間の途中（途中入社月）で資格取得したことにより、4月、5月、6月のいずれかに1か月分の報酬が受けられなくなった月がある場合

【留意事項】

- ① 毎年7月1日現在、事業所に在籍する被保険者すべてが届出の対象となりますが、6月1日以降に新たに被保険者となった方または、7月、8月、9月に標準報酬月額の随時改定が行われる方は届出の対象から除かれます。
- ② 届書については、全被保険者の氏名、生年月日、従前の標準報酬月額など

をプリントしたものを事前に年金事務所から事業所へ送付しますので、これに記入して提出いただくか、日本年金機構ホームページにある「届書作成プログラム」（無料）のソフトをパソコンにダウンロードして必要事項を入力することで電子媒体（CD、DVD）による届出をすることもできます。

【添付書類】

- ① 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表
 - ② （様式1）年間報酬の平均で算定することの申立書
 - ③ （様式2）保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等
- ※ ②③は、年間報酬の平均で算定することを申し立てる場合

◎ 電子申請を利用して提出される場合、上記①については画像ファイル（J-PEG形式、PDF形式）による添付データとして提出することができます。

【提出先】

事務所の所在地を管轄する指定の年金事務所または事務センター

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参

【提出期間】

毎年7月1日から7月10日までの間

【手続根拠】

健康保険法第41条、第48条

健康保険法施行規則第25条、

厚生年金保険法第21条、第27条

厚生年金保険法施行規則第18条